

日之影町告示第47号

令和5年第2回日之影町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年5月23日

日之影町長 佐藤 貢

- 1 期 日 令和5年6月6日
 - 2 場 所 日之影町役場（議会議場）
-

○開会日に応招した議員

久保 優一君	小谷 幸治君
小川 輝久君	甲斐 睦彦君
一水 輝明君	河野 學君
甲斐 徳仁君	高館 英嗣君

○6月9日に応招した議員

同上

○6月13日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

なし

令和5年 第2回 日之影町議会定例会会議録（第1日）

令和5年6月6日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和5年6月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第6 行政報告 令和4年度日之影町立小・中学校の学校評価並びに令和4年度日之影町教育委員会の事務事業の自己点検・評価について
- 日程第7 報告第1号 令和4年度日之影町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第2号 令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 同意第3号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第10 同意第4号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第11 同意第5号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第12 同意第6号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第13 同意第7号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第14 同意第8号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第15 同意第9号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第16 同意第10号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第17 承認第1号 専決処分事項の承認について（専決第1号）（日之影町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第18 承認第2号 専決処分事項の承認について（専決第2号）（日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第19 承認第3号 専決処分事項の承認について（専決第3号）（令和4年度日之影町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第20 承認第4号 専決処分事項の承認について（専決第4号）（令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号））

- 日程第21 承認第5号 専決処分事項の承認について（専決第5号）（令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第22 承認第6号 専決処分事項の承認について（専決第6号）（令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））
- 日程第23 承認第7号 専決処分事項の承認について（専決第7号）（令和4年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第24 承認第8号 専決処分事項の承認について（専決第8号）（令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第25 承認第9号 専決処分事項の承認について（専決第9号）（令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第5号））
- 日程第26 承認第10号 専決処分事項の承認について（専決第10号）（令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 日程第27 承認第11号 専決処分事項の承認について（専決第11号）（令和5年度日之影町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第28 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第29号 日之影町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第30号 日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第31号 日之影町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第32号 日之影町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第33 議案第33号 延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画検討協議会共同設置規約の制定に関する協議について
- 日程第34 議案第34号 令和5年度日之影町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第35号 令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第36号 令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第37号 令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第38号 令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定

- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第6 行政報告 令和4年度日之影町立小・中学校の学校評価並びに令和4年度日之影町教育委員会の事務事業の自己点検・評価について
- 日程第7 報告第1号 令和4年度日之影町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第2号 令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 同意第3号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第10 同意第4号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第11 同意第5号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第12 同意第6号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第13 同意第7号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第14 同意第8号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第15 同意第9号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第16 同意第10号 日之影町農業委員会の委員の任命について
- 日程第17 承認第1号 専決処分事項の承認について（専決第1号）（日之影町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第18 承認第2号 専決処分事項の承認について（専決第2号）（日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第19 承認第3号 専決処分事項の承認について（専決第3号）（令和4年度日之影町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第20 承認第4号 専決処分事項の承認について（専決第4号）（令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号））
- 日程第21 承認第5号 専決処分事項の承認について（専決第5号）（令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第22 承認第6号 専決処分事項の承認について（専決第6号）（令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））
- 日程第23 承認第7号 専決処分事項の承認について（専決第7号）（令和4年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第24 承認第8号 専決処分事項の承認について（専決第8号）（令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号））

- 日程第25 承認第9号 専決処分事項の承認について（専決第9号）（令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第5号））
- 日程第26 承認第10号 専決処分事項の承認について（専決第10号）（令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 日程第27 承認第11号 専決処分事項の承認について（専決第11号）（令和5年度日之影町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第28 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第29号 日之影町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第30号 日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第31号 日之影町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第32号 日之影町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第33 議案第33号 延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画検討協議会共同設置規約の制定に関する協議について
- 日程第34 議案第34号 令和5年度日之影町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第35号 令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第36号 令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第37号 令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第38号 令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第1号）

出席議員（8名）

1番	久保 優一君	2番	小谷 幸治君
3番	小川 輝久君	5番	甲斐 睦彦君
6番	一水 輝明君	7番	河野 學君
8番	甲斐 徳仁君	9番	高舘 英嗣君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	佐藤 貢君	副町長	……………	甲斐 敏弘君
教育長	……………	橋本 範憲君	総務課長	……………	押方 明弘君
会計管理者	……………	押方 富美君	地域振興課長	……………	工藤 富士君
町民福祉課長	……………	押方 誠君	税務課長	……………	谷川 靖君
農林振興課長	……………	平川 誠二君	建設課長	……………	佐藤 尚君
保健センター所長	………	甲斐 康弘君	病院事務長	……………	甲斐しおり君
教育次長	……………	平川 浩二君	代表監査委員	……………	小林 政隆君

午前10時00分開会

○議長（高館 英嗣君） おはようございます。傍聴者の皆さまにおかれましては、御多用のところ傍聴においでいただき、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、御案内いたします。マスクの着用につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類相当に位置づけられたため、マスクの着用及び感染症対策については個人の判断となっておりますので、マスクの着用につきましては個人の判断でお願いいたします。

また、暑い日、本日は涼しいですけれども、暑い日が続くと思われます。上着の着用におきましても、開会と閉会のときには着用していただきまして、開会中、暑い時間帯等ありましたら、こちらも個人の判断において着脱をお願いしたいと思います。

それでは、これから令和5年第2回日之影町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（高館 英嗣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番、河野學君、8番、甲斐徳仁君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（高館 英嗣君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月13日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月13日までの8日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に出席を求めた説明員の職、氏名は、お手元に配付したとおりであります。

議長報告については、先に報告書を配付していますので、これを報告とします。

以上で、諸般の報告は終わります。

日程第4. 議長が決定した議員派遣

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第4、議長が決定した議員派遣を報告します。

3月28日、高千穂町で開催された西臼杵広域行政事務組合議会定例会に総務文教常任委員長、小川輝久君、経済建設常任委員長、河野學君を派遣。

4月21日、高千穂町で開催された西臼杵郡森林・林業活性化協議会役員会に、日之影町議会森林・林業活性化協議会会長、河野學君、副会長、甲斐睦彦君を派遣。

5月8日から12日、滋賀県大津市で開催された市町村議会議員研修に、久保優一君を派遣。

5月17日、高千穂町で開催された西臼杵郡森林・林業活性化協議会総会研修会に、日之影町議会森林・林業活性化協議会会長、河野學君ほか6名を派遣。

5月22日、延岡市で開催された九州中央自動車道建設促進沿線議会期成会理事会及び国道218号整備促進期成同盟会総会ほか規制会総会に、副議長、甲斐徳仁君を派遣。

5月26日、高千穂町で開催された西臼杵広域行政事務組合議会臨時会に、総務文教常任委員長、小川輝久君、経済建設常任委員長、河野學君を派遣。

議長が決定した議員派遣は、以上6件であります。

日程第5. 常任委員会の所管事務調査報告

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第5、常任委員会の所管事務調査報告を行います。

初めに、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査に付された事件について、委員会の報告をお願いします。総務文教常任委員会委員長、小川輝久君。

〔総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（小川 輝久君） それでは、総務文教常任委員会、所管事務調査の報告をいたします。

期日は、令和5年5月9日。場所として、フラワーパークのぞみ工房、デイサービス天神荘において、増築工事に係る現状と課題ということで調査を行いました。

まず、初めにフラワーパークのぞみ工房であります。

フラワーパークのぞみ工房は、障害者就労継続支援B型事業所として、平成23年8月に開所され、利用者が現在19名おり、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、生産活動を通じて支援をしております。

今回、竹細工作業場増築、食材作業場の新築、合わせて1,000万強を投じて工事が行われました。現状と利活用調査を行い、担当者より課題の聞き取りも行いました。増築・新築された施設により、請負作業についても職員の努力をかいま見ることができました。今後は、病院のクリーニング業務受注の増加が見込まれておりますが、作業場の設備が不足するのが危惧され、早めの対応が望まれております。また、施設職員9名の職員室の手狭感があり、働く環境にも配慮する検討が必要であると思われました。

次に、デイサービス天神荘であります。

デイサービス天神荘の増築工事部分の調査については、訓練室及び多目的室の増築により利用者の増加が見込まれ、雨天時洗濯干し場、着替えなどスムーズにでき、利用者のサービスに大きな効果が出ております。利用者増に伴い、トイレの増築が急がれる課題もあり、また入浴施設は温泉利用ということで床が非常に滑りやすくなっており、転倒防止のためにも何らかの対応が必要であると認めました。

両施設とも職員の努力が相なって活気が感じられました。地域福祉の充実のため、今後の組織体制や利用者見込み数など検討の必要も見据え、支援、対策を講じるべきであると思われました。

以上で、報告を終わります。

〔総務文教常任委員長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、総務分教常任委員会の所管事務調査報告は終わりました。

続きまして、経済建設常任委員会の閉会中の継続審査に付された事件について、委員会の報告をお願いします。経済建設常任委員会委員長、河野學君。

〔経済建設常任委員長登壇〕

○経済建設常任委員長（河野 學君） 経済建設委員会所管事務調査報告を行います。

期日は、令和5年4月6日木曜日でした。調査目的、場所、出席者については記載のとおりであります。宮内地区山椒生産組合「ピリリの刺激で村おこし」という報道を受け興味を持ち、今回の視察となった。

甲佐町は人口1万人で、熊本地震、その後の台風災害等で大きな災害を受け、復興した農地も米作りには不向きな農地があり、また耕作放棄地等を利用した何かよい作物はないか。そこで高

齢者でもできる山椒の栽培に着目した。宮内地区は330名で、うち25名が山椒組合に加入して、1,600本から2,000本の植付けを行っております。

山椒の需要は多岐多様にわたり、和洋食やアルコール、薬品等に需要があり、大手企業を含め数十社からの問合せがあり対応できない状況であると。現在は製薬会社の株式会社ツムラ1社のみで対応で、大手企業等は断っていることである。

山椒は本町の主要産物である、栗、柚子に次ぐ産物になるのではないかと考える。しかし、課題として苗不足で非常に高値である。まず苗木栽培に取り組むことが必要である。植栽後20から30%は枯れるということであるが、70%の技術が定着すれば克服できるのではないかと考える。管理面においては、南九州大学の前田前学長が大変詳しいということで、その人の指導を受けるとよいというアドバイスを受けた。

メリットとしては高齢者でもできるということで、単収が60万くらいということで、林業と組み合わせると、間伐後に杉山でも有害鳥獣対策をしっかりとやれば可能ではないかと考える。まずは、「ひの山椒」を目指して苗木づくりに取り組むことが必要である。

2番目に、高塚酪農組合堆肥処理施設です。

家畜排泄物の処理については、日之影に限らず郡内の大きな課題でもあるということから、高塚酪農組合の「フント」という処理施設を視察した。メリットは、敷物の循環利用で経費の削減、ハエが少なくなった。臭いが減り衛生的となったことがある。しかし、まだ未完成ということで、完全な機械ではないということ。国の補助が受けられず、非常に高額な設置費等が必要となる。また、場所も、所在の住宅の近くでは乾燥した堆肥が風で舞うといけないということであった。

日之影に設置するとなると、費用、場所、造成費などの十分な検討が必要であると感じました。以上です。

〔経済建設常任委員長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、経済建設常任委員会の所管事務調査報告は終わりました。

日程第6. 行政報告

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第6、行政報告を行います。

令和4年度日之影町立小・中学校の学校評価並びに令和4年度日之影町教育委員会の事務事業の自己点検・評価について報告を求めます。教育長、橋本範憲君。

〔教育長登壇〕

○教育長（橋本 範憲君） 令和4年度日之影町立小・中学校の学校評価並びに令和4年度日之影町教育委員会の事務事業の自己点検・評価について、行政報告いたします。

学校教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、学校評価並びに教育委員会

の事務事業の自己点検評価を行い、その結果を公表することが義務付けられております。

まず、本町の学校評価は各小・中学校が自己評価を行い、次にその結果について保護者が評価を行います。さらに学校運営協議会委員による評価が行われ、その評価結果が教育委員会に報告されました。

また、教育委員会におきましても、事務事業の自己点検・評価を行い、学識経験者の所見を付した報告書を作成しましたので、議会に提出いたします。

なお、令和4年度学校評価並びに教育委員会の事務事業の自己点検・評価の結果は、保護者をはじめ町民の皆さまへの公表とともに、引き続き学校教育の充実及び教育委員会事務事業の効率化に努めてまいりたいと考えます。

以上、御報告いたします。

[教育長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、行政報告は終わりました。

日程第7. 報告第1号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第7、報告第1号令和4年度日之影町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 報告第1号令和4年度日之影町一般会計繰越明許費繰越計算書について、御報告いたします。

令和4年度から繰越しました事業は、総務費の財務会計システム地方単独事業の「見える化」対応システム改修事業ほか3事業、民生費のデイサービス天神荘自動火災報知器設置事業、農林水産業費の林業担い手創出住宅整備事業ほか2事業、商工費の日之影温泉駅設備更新事業、土木費の町単町道新設改良事業ほか3事業、消防費の消防防災施設整備事業、教育費の教職員住宅環境快適化事業ほか2事業、災害復旧費の現年発生農業施設災害復旧事業ほか3事業でありまして、繰越額は10億2,407万9,000円でございます。

詳細につきましては、繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） それでは、繰越明許費繰越計算書の中の林業費、林業担い手創出住宅整備事業、2,600万の繰越しとなっておりますが、進捗状況等についての説明をお願い

いたします。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） それでは、答弁させていただきます。

現在、進捗状況につきましては、発注に向けて委託業者と協議をしている途中でございます。具体的に申しますと、近年の労務単価、資材単価が1.5倍から2倍になるなど、のきなみ高騰している影響を踏まえまして、部材また広報など、細部まで単価の精査を行っております。精査を行っている状況でございます。今後、確認の終了次第、入札、発注を行いまして、工事完成を12月末を予定しております。

現状については、以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） 資材等の高騰で、単価等についての打ち合わせをしている状況であるというふうな報告でありましたが、その土地等については、もうちゃんと確保はできているのでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） この建設予定でございますけれども、崎の原地区の高齢者住宅横を予定しております。

今年の1月に地盤調査をしたところ、軟弱地盤が確認されました。そのため、同敷地内で場所を変えて再度調査をしたところ適地がございましたので、そちらで、今、工事の進捗を行っているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 私のほうから、2点ほど質問させていただきます。

まず1点は、総務費の役場庁舎跡利用活用事業についての説明をお願いします。

もう1点は、日之影温泉駅の設備更新事業についての説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、役場庁舎跡地利活用事業の繰越しの内容でございますが、当初3月24日までの履行期間ということで準備を進めておりましたが、第3回の協議会、3月13日に開催させていただきました。そういった中で、数名の議員、委員のほうから、事業費規模等についての御意見等がございましたので、今後、その工事の施工方法に伴います意見調整等に時間を要しましたことから、繰越しを行ったものでございます。

なお、進捗につきましては、4月28日に事業を完了し提出をいただいているものでございます。

続きまして、日之影温泉駅の施設更新事業でございます。

温泉駅の厨房を売店のほうに配置します冷蔵オープンショーケースでございます。当初は3月27日に発注し、スムーズな納品というふうを考えておったんですが、納品のほうが遅れまして、最終的には6月中旬のほうに納品をいただくということでございます。そういった温泉駅の環境の整備とともに、サービスの向上に向けました取組ということでございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第1号は終わりました。

日程第8. 報告第2号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第8、報告第2号令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第2号令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

令和4年度から繰越しました事業は、衛生費の引込開閉盤改修及びテレメータ更新事業で、繰越額は1,618万1,000円でございます。

詳細につきましては、繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結します。

以上で、報告第2号は終わりました。

日程第9. 同意第3号

○議長（高館 英嗣君） 次に日程第9、同意第3号日之影町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第3号日之影町農業委員会の委員の任命についての提案理由を説明いたします。

現在の日之影町農業委員会の委員については、令和5年7月19日に任期満了を迎えます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、さきの選挙委員会で選任されました穂積ミサ子氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、質疑をさせていただきたいというふうに思いますが、本町における農業認定者、原則として過半数というふうな定義が示されておりますが、さきに所管課のほうから農業委員会等における資料を事前配付していただきましたけれども、原則としてということ、あくまでも原則は原則ではありますが、今の状況からすれば過半数には至ってはいないということになるのかなというふうに思いますが、そこら辺りの状況はどうなんでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 答弁させていただきます。

5月2日に開催しました選考会で、農業委員8名の方の選任をいただいております。今回、本議会に提案をさせていただきました8名につきまして、認定農業者に該当します対象の方が8名中5名いらっしゃいますので、認定要件としてはクリアをしているかなと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 大変失礼しました。議会の選任同意における農業委員の過半数ということですね。最適化委員が8名、そして本議会における選任同意が8名ということなので、結局その過半数であれば4というわけですね。私、16名総勢おりますので、単純計算ではそういうふうになるのかなというふうな誤認識をしておりました。

これは農水省の制度改正等によって、いわゆる認定農業者が望ましいというふうな制度設計がされたようですが、認定農業者の皆さん方にお尋ねをすると、忙しいから認定農業者の位置を網

掛けをしていただいたので、かなり今の活動が大変だというふうな話も数名の方からお聞きをしたのですけれども、今度またあの、今回、定例会本会議にも農業委員会のいわゆる活動の幅が、また変わってきているような気がします、結局今の活動にプラスしてさらに活動を強化する旨の規定が盛り込まれておるようですけれども、これは具体的に、例えば月に何回とか週に何回とかいうふうな活動方針というのが出されているのでしょうかね。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えします。

農地利用最適化交付金に係ります計画につきましては、本町において最適化計画をつくっております。その計画の中で、本町の農業委員また推進委員さんの活動の予定、目標、日数につきましては、毎月ごとに7日を目標に計画としては作成をさせていただいておるところで、この活動につきましては、農業委員また推進委員さんにつきましては、活動日誌というのを毎月提出をいただいて、その日誌をもとに確認をしているというところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 今、経緯の報告がございましたが、これはもうほぼ、今、課長が答弁されたように、そういう状況がしっかり遂行といたしますか、うちの場合ですよ。毎月、活動した状況を活動日誌によって提出するというふうな御説明でありましたが、これはほぼそういった状況がしっかりされているということによろしいでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えさせていただきます。

この最適化交付金、活動に対して重きを置いた交付金制度に、令和4年2月の国からのガイドラインで、このような制度に少し移行しているというところで、実際、令和4年度から、この活動日誌等の提出を求めるようになっております。

その中で、やはり4月当初の月については、農業委員さん、また推進委員さんへの制度自体の周知がなかなか行き渡らなかったということで、活動日誌の報告日数については、低調に推移していたのですけれども、昨年9月に大きな台風もございまして、農業委員さんの活動、農地を見回る活動が活発になったということもありまして、その後は、顕著に回復をして年度末を迎えているというところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 全てにおいて、人選作業というのが大変だろう。これは地域推薦というふうな形で上がっていますので、地域にあっては人選作業も大変な作業になってくるんだ

ろうというふうに思いますし、生業として農業を一生懸命、第1次産業従事者の方がこの委員を受けていただいて、日々頑張っていたいただいているということについては、もう頭の下がる思いがしておりますが、基本的に国の括りの考え方というのが、市レベルと町村レベルはもう全然状況が違いますので、家族経営、スタッフ、法人、体力も余力もあるようなところであれば、活動なりそういうことも十二分にできるんでしょうが、本町のように1人農業認定者と家族経営といっても1人で農業認定、1人経営型の人たちは相当な負担が生じるんじゃないかなと、そういう懸念も一方ではしておりますが、法律がそうですからとか制度がそうですからといえば、もうそれで終わりの話です。

したがって、人口5,000人未満の町村にあっては、ここまで縛るとというのが、私は非常に地方にとってどうなんだという思いがしておりますが、この場でこういう話をしてもどうしようもないかもしれませんが、近いうちにまた農水省あたりには、こういう地方の実情を勘案して、そこまで活動の枠を広げることはいいんですけども、なかなかこれされるものは大変だろうと。そして将来的にそのポジションを担う方々のまた人選作業がですね、どんどんハードルが上がっていくような気がしているんですよ。

したがって、国の見解、考え方ですから、一つの町がそういう声を上げたところでどうなるかわかりませんが、この制度を所管課長としてどういうふうに思われますか。課長の所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えさせていただきます。

この最適化交付金、最適化推進交付金にあたっては、先ほど申し上げましたとおり、農業委員さんに日誌の報告を求めたりとか、新たな任務を課しているというところは現実でございます。

その中で、なかなか常日頃からペンを持たないので、厄介だという農業委員、推進委員さんも確かにいらっしゃいます。ただこの報告につきましても、この報告をもって次の年の交付金とか、そういったものの試算の材料になりますので、そこはしっかり提出していただきたいということもちゃんと申し上げて、その中で、その日誌の書き方、またそこに手間を取らせないような報告書の在り方については、現在検討をしております。例えば、文章で書くところを該当するところに丸をするだけでいいとか、そういった手間を取らせないような報告書の在り方について、県の農業会議等にもお話をしておりますので、新たな報告書の様式等が出来上がりましたら、それをもって農業委員さんへの周知をしていきたいと。手間を取らせないような形でやっていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） あの、今DX時代を迎えて、今、様々な機能を有する利便性の高い機械もあるわけですから、もちろんその筆頭がスマホとかも当然あるわけですから、これは課長どうですか。例えば、そういう提言を農業委員さんにあつては、もうスマホで現場の写真を撮る。そして、そこに農業委員の担当区域の方のコメントなり所見をそこでそのままスマホに上げると。そのデータを発信すると。それをもつてもう報告の日記に変えると。出来る人はですよ。出来ない人等については、それをやれないという人等については、電話で一応相談をした上で、月1回農業委員会の会を開催をされているとするならば、そのところでしっかりと電話連絡を受けたやつの取りまとめをすると。そういうふうな提言を、またその関係機関にさせていただいて、やっぱり一番の課題は、される方の負担軽減だろうと思うんですよ。それが苦になって重荷になって、引き続きやってもいいけれど、またああいうことを何年もするなら、もう俺はいいわと言う人が出ないように、結局これ年季を重ねていていただいたほうがいい仕事が出来ると思うんですよ。経験値も生まれるし、課題問題もそこには分かると。だから引き続きやってもいいと、やってもいいが、その作業事務が大変だということになれば、本末転倒になりますので、そこら辺りはやっぱり現場からどんどん声を出していけば、どこかのもとではまた軌道修正なりがある可能性があるかもしれないし、それが町村にとっても一番いいことだろうというふうに認識しておりますので、そういった声を課長のほうから、ぜひまずは直近の高千穂、五ヶ瀬も含めて話し合いをしてみる必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 貴重な意見ありがとうございます。

今、お聞きして、確かにそういった報告の在り方についてもいいのかなと、私自身思ったところでは。

農業委員会の、県下統括しております農業会議、こちらのほうに、早速この話につきましては、ほかの高千穂、五ヶ瀬とかと情報を共有した上で、協議、打診をしていければと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は、討論を省略して、直ちに採決することに決定しました。

この採決は、起立によって行います。日程第9、同意第3号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、同意第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 同意第4号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第10、同意第4号日之影町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 同意第4号日之影町農業委員会の委員の任命についての提案理由を説明いたします。

現在の日之影町農業委員会の委員については、令和5年7月19日に任期満了を迎えます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、さきの選挙委員会で選任されました甲斐幹男氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため討論を省略して、会議規則第81条の規定により直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定しました。

この採決は起立によって行います。日程第10、同意第4号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、同意第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1. 同意第 5 号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第 1 1、同意第 5 号日之影町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第 5 号日之影町農業委員会の委員の任命についての提案理由を説明いたします。

現在の日之影町農業委員会の委員については、令和 5 年 7 月 1 9 日に任期満了を迎えます。農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、さきの選考委員会で選任されました工藤昭一氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第 8 1 条の規定により、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は、討論を省略して、直ちに採決することに決定しました。

この採決は起立によって行います。日程第 1 1、同意第 5 号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、同意第 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2. 同意第 6 号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第 1 2、同意第 6 号日之影町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 同意第6号日之影町農業委員会の委員の任命についての提案理由を説明いたします。

現在の日之影町農業委員会の委員については、令和5年7月19日に任期満了を迎えます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、さきの選考委員会で選任されました矢通広信氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定しました。

この採決は起立によって行います。日程第12、同意第6号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、同意第6号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 同意第7号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第13、同意第7号日之影町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 同意第7号日之影町農業委員会の委員の任命についての提案理由を説明いたします。

現在の日之影町農業委員会の委員については、令和5年7月19日に任期満了を迎えます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、さきの選考委員会で選任されました佐藤陽

子氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは質疑をしたいと思いますが、中立委員ということで、記憶は定かではありませんが、10年ぐらいになるんですかね、この中立委員というのが、法律でこういう制定を受けたのはですね。これはあくまでも中立的な立場ということであるわけですが、ここでいう中立というのは、結局これ、農家の方ではないという観点の中立だろうと思うんですよ。公平公正な立場の中立委員ということですから。

課長として、ここでの中立中農ですよ。どういうふうに解釈をされておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えします。

農業委員会法第8条の第6項で、中立な立場で公正な判断をすることのできる者を1名以上含めるということになっております。今回、選任をしております佐藤さんにおかれましては、農地は持っておりません。そのため、農業委員会の仕事上、農地の貸し借り、売買等を行う案件を多数行います。その中で農地を持っていらっしゃらないということで、その貸し借り、売買に対して、農家的な目線ではなくて、中立的な目線が保てるというところで、今回、中立委員としての選任ということで、そのような考えの下、選任をさせていただいておるというところでございます。（発言する者あり）

すみません。補足させていただきます。中立委員の立場ということで、中立委員に関しましては、農業をされている方と町内の農業をされていない方、一般の方、消費者等をつなぐといいですか、その間に立てる方ということで、中立委員は……。中立委員という立ち位置があるということ認識をしております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は規律によって行います。日程第13、同意7号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、同意第7号は原案のとおり可決されました。

日程第14、同意第8号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第14、同意第8号日之影町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第8号日之影町農業委員会の委員の任命についての提案理由を説明いたします。

現在の日之影町農業委員会の委員については、令和5年7月19日に任期満了を迎えます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、さきの選考委員会で選任されました山本英二氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立によって行います。日程第14、同意第8号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、同意第8号は原案のとおり可決されました。

日程第15、同意第9号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第15、同意第9号日之影町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 同意第9号日之影町農業委員会の委員の任命についての提案理由を説明いたします。

現在の日之影町農業委員会の委員については、令和5年7月19日に任期満了を迎えます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、さきの選考委員会で選任されました松本貴美子氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため討論を省略して、会議規則第81条についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定しました。

この採決は起立によって行います。日程第15、同意第9号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、同意第9号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 同意第10号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第16、同意第10号日之影町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第10号日之影町農業委員会の委員の任命についての提案理由を説明いたします。

現在の日之影町農業委員会の委員については、令和5年7月19日に任期満了を迎えます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、さきの選考委員会で選任されました今村浩二三氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 5月2日に選考委員会を開かれたということですが、選考委員は何名おられるとですかね。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えします。

選考委員につきましては、5名でございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 各地区から公民館長さんが推薦された人を選考委員会で選任して、決して軽く見るわけではないんですけど、今まで7名の方が任命されました。残り1件となりましたが、一括して議論するわけにはできないものでしょうかね。お伺いします。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えしたいと思います。

この農業委員の選考につきまして、一括でできないかという質問でございますけれども、8名を一括で議案として提出したときに、その中で、例えばお一方選任いただけない方がいらっしゃったときに、他の7名の方も御選任いただけないということになってしまいます。

そうなりますと、7月19日で満了を迎えますけれども、7月20日から新しい農業委員さんとして活動していただくわけなんですけれども、ほかの7名の方につきましても御選任がいただけないということで、新たに議案として提出をしなければならないと。お一方でしたら、7月20日の新しい任期に1人欠員として対応をしていくことになろうかなと思いますけれども、1人も御選任者がいらっしゃらないと、承認者がいらっしゃらないということで、空白の事態を招いてしまうということがありますので、お一方お一方の議案として提出をさせていただいておるところでございます。

この件につきましては、県の農業会議等からも時間はかかりますけれども、お一方お一方で議案を提出していただくように、そういった指導もあつておるところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 私が16年農業委員やってきて、こういうふうに議論されたのかなと思うんですけど、公民館長さんが推薦して5名の方の委員会で議論して任命して、私の常識では、この場で1名否定とかそういうことは想像もできないからですよ。できれば一括した方がやりいっちゃんないかなと思ったところでしたが、それぞれの決まりがあるならば仕方のないことだと思います。分かりました。

○議長（高館 英嗣君） 答弁はよろしいでしょうか。

○議員（7番 河野 學君） なら、お願いします。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 県下、恐らく、このような同じように議案として提出をしていると思いますけれども、ほかの県下、ほかの市町村の動向も確認した上で、この件についてはまた調査をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立によって行います。日程第16、同意第10号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、同意第10号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りしたいのですが、開会より1時間ほど経過しました。休憩を。それでは、ただ今より休憩を開始いたしまして、開始を11時10分からにしたいと思っておりますので、暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時11分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは、休憩前に引き続き再開したいと思います。

----- . ----- . -----

日程第17、承認第1号

○議長（高館 英嗣君） 続きまして、日程第17、承認第1号専決処分事項の承認について（日之影町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 承認第1号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、日之影町税条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、日之影町税条例の一部を改正したものであります。

主な改正内容は、軽自動車税の環境性能割について、税率区分の見直し等であります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はないでしょうか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 改正内容、軽自動車の環境性能割についての説明をお願いします。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（谷川 靖君） 河野議員の御質問にお答えします。

環境性能割につきましては、以前、軽自動車税という形で一括で徴収していたものが、環境性能割と2つに分かれまして、その環境性能割につきましては、環境に優しい自動車、そういったものにつきまして、徴収して、それを県の方で市町村に交付するというような内容になっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 確か、軽自動車は古いやつは税金が高いっちゃうことやったけど、そういうことも含まれておるわけですか。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（谷川 靖君） 軽自動車に限らず、13年を経過すると税率が上がってしまうんですが、それにつきましても、内容は若干違うと思うんですけど、やはり議員のおっしゃるような意味合いで、環境に優しい車の購入を促進するというような意味合いも、あろうかと思えます。

乗用自家用が7,200円等が1万2,900円とかに上がってしまうっていうのは、そういった買替えの促進を促すというような意味合いがあろうと思えます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、条例の中の森林環境税等についてお尋ねしたいと思いますが、何か読んでみても、内容はよく、私は難しいんですけども、具体的にはどういうことになるんですかね。当該個人の町民税の均等割を付加し、及び徴収する場合に合わせて、付加し及び徴収するちゅう、何か意味がよく分からないんですが。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（谷川 靖君） 甲斐議員の御質問にお答えします。

森林環境税につきましては、令和6年度から徴収するという形になります。税額は1,000円でありまして、それにつきましては、現在、住民税が基本的に5,000円なんですけど、宮崎県は、宮崎県独自の森林環境税を以前から500円徴収しておりまして、5,500円ということになっております。

今の5,500円の中に、東日本大震災の復興財源とするための1,000円が上乘せされております。それが、令和5年度まで徴収するという形になっておりまして、その1,000円が、内容は違うんですけど、森林環境税に振り替わるような形で、住民税としては変わらないんですけど、東日本大震災の引上げ分の1,000円が令和6年から森林環境税に変わると。それが、税条例の方に書いてあるような内容になります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第17、承認第1号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第18. 承認第2号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第18、承認第2号専決処分事項の承認について（日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する）条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 承認第2号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、日之影町国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げ、軽減判定所得の5割軽減と2割軽減の基準額を見直すものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） ちなみに、限度額が20万円から22万円に引き上げられるということですが、対象者は何名ぐらいおられるのですか。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（谷川 靖君） 甲斐睦彦議員の御質問にお答えします。

対象者数につきましては、国民健康保険税の課税が世帯課税という形にはなるんですけど、人数としましては、これはちょっと古いんですけど、申し訳ないんですけど、令和3年度で700人ちょっとっていうぐらいの数字です。7割軽減、5割軽減、2割軽減を合わせまして、約700人ということをお願いします。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 同じく承認第2号で質問いたすんですが、第21条の3、第2項中、その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を、または雇用保険受給資格通知に改めるとありますが、この改正して、どう変わるのかというのを説明いただきたいと思えます。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（谷川 靖君） 久保議員の御質問ですが、この証明する書類につきまして、雇用保険受給資格者証も、その証明として扱うことができるという意味合いになります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第18、承認第2号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第19、承認第3号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第19、承認第3号専決処分事項の承認について（令和4年度日之影町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 承認第3号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、令和4年度日之影町一般会計補正予算（第11号）であります。

まず、歳入について申し上げます。

町税は、個人町民税等で2,098万4,000円の追加。地方譲与税は、自動車重量譲与税等で1,384万2,000円の追加。利子割交付金は、5万円の減額。配当割交付金は、56万1,000円の追加。株式等譲渡所得割交付金は、43万7,000円の追加。環境性能割交付金は、194万5,000円の追加。地方交付税は、特別交付税で3億3,815万4,000円の追加。交通安全対策特別交付金は、47万5,000円の追加。分担金及び負担金は、老人保護費負担金等で84万1,000円の追加。使用料及び手数料は、コミュニティバス使用料等で13万8,000円の減額。国庫支出金は、土木災害査定用設計委託費等で206万5,000円の減額。県支出金は、林業施設災害復旧費補助金過年災分等で3,784万5,000円の追加。財産収入は、配当金等で25万1,000円の追加。寄附金は、まち・ひと・しごと創生寄附金等で296万6,000円の追加。繰入金は、財政調整基金繰入金等で4億6,149万7,000円の減額。諸収入は、介護予防の一体的事業等で1,068万円の追加。町債は、林業施設災害復旧事業債等で2,190万円の減額。

以上、歳入補正を5,666万9,000円の減額とし、歳入総額を63億9,651万円といたします。

次に、歳出は事業実績に伴う補正と執行残額の整理が主な内容ですが、病院事業会計繰出金を4,000万1,000円、国民健康保険事業特別会計繰出金を720万5,000円それぞれ減額。基金積立金として、公共施設等整備基金費へ2,802万2,000円、子育て応援基金費へ2,800万円、減債基金費へ2,700万6,000円それぞれ追加。

以上、歳出補正を5,666万9,000円の減額とし、歳出総額を63億9,651万円とするものであります。

次に、第2表繰越明許費補正は、翌年度に繰り越して使用することのできる経費について、物価高等対策事業ほか6事業を変更するものであります。

次に、第3表地方債補正につきましては、借入限度額を変更するものであります。

令和4年度一般会計予算につきましては、当初予算で基金から約4億5,600万円を繰り入れることとしておりましたが、財政調整基金等からは繰り入れず、令和3年度決算積立金を含め、基金へ約2億1,800万円を積み立てることといたしました。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 町税の補正額が1,804万9,000円となっておりますが、この補正額は、町内の経済が活性化されたということによろしいでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（谷川 靖君） 久保議員の御質問にお答えします。

この専決予算につきましては、最終的な補正でありまして、税収も4月になって入ったりとか、最終的には5月いっぱいもあるんですけど、そういったところで、なかなか見込みが難しいというところで、若干抑え目に予算計上していたところを確定したということで、予算計上させてもらいました。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。ほかに質疑はないでしょうか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） ただいまの概要説明の一番最後のほうに、令和4年度一般会計予算につきましては、当初予算で基金から約4億5,600万円繰り入れることにしておりましたが、財政調整基金からは繰り入れず、令和3年度決算積立金含め、基金へ約2億1,800万円を積み立てることといたしますということで、基金に積み立てる、充当された努力が伺われるのですが、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 甲斐睦彦議員の質疑にお答えをいたします。

今回、専決予算ということで、歳入、歳出が令和4年度の、それぞれ確定をしたところでございます。そういった中で、各課からの要求書を積み上げたところ、全体で5億4,000万円ほど、歳入のほうが超過をいたしました。

その関係で、繰越金を当初予定したものを減額をさせていただきまして、その分を基金に積み立てたということでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ページは49ページですけれども、企画費の中にございます定期路線バス運行経費の補助金の減額500万、525万3,000円。例の台風14号等の、県道が被害を受けておりますけれども、いまだにその状況が、先の状況が厳しいという状況でもございますが、この減額等については、本町の路線、2路線が1路線ということも影響はあるのかどうか分かりませんが、その県の基金との兼ね合い等も含めて、十分足り得るところでの減額ですか。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

御覧のとおり、定期路線バスの運行経費の補助金につきましては、宮交さんのほうで運行いただいております2路線、4経路等の運営に係る自治体負担の額ということでございます。

今回減額しましたのは、当初、国、県等の同調補助というのがございまして、これを約2,000万ほどの補助を頂くことになりました。

また、それに合わせまして、県のほうの、先ほど御質問の中にごございました基金の中で、県のほうの追加補助が440万ほどございました。さらに、コロナ禍によります（ミスコット）分の追加分というのが国交省の方からございまして、そういった予定外の960万ほどの助成というのがございましたので、それを踏まえまして、本町の負担が確定し、その差額について減額をしたということでございます。

また、台風等によります運行を迂回している分についての経費は、直接反映はしておりません。以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 県道北方高千穂線の路線については、この金額の反映はないという答弁でありましたが、町としてその対応、対策について、事前の説明会なり相談会なりがあったやに、報告といたしますか、そういう状況でありますけれども、いまだ先読みができない状況なんですよね、県道北方高千穂線、八戸日之影間はですよ。

高齢者の交通弱者の方々が非常につらい、きつい、苦しいという声がありまして、元気のある程度ある方は、バイパスまで歩いて行っておられるということではありますが、暫定的な支援対策を、やっぱり手を打つ必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、何か所管課でどういうビジョンをお持ちですか。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

御案内のとおり、今の現況につきましては、地域の皆さんには御不便をかけている、そういった中に、八戸のサロンのほうが開催されましたので、担当係長を含めまして、意見の聴取と意見交換に行っていました。

質問にありましたような内容の、歩いて行っているとか、やっぱりちよいとちゅうときに非常に不便さを感じるといった御意見を頂きましたので、現在の地域振興課で対応しますが、迂回をするバスのバス停というのがございませぬ。要するに、上を走っている分については、各バス停を止まっていますけど、迂回する分については共有する部分のバス停には止まられないということで、お答えをいただきました。

そういった中に、先週、宮交さんのバス事業部のほうに担当と出向きまして、迂回するバスが

区間を重複する部分のバス停に止まっていただけないかと、それに、うちのほうで今、御不便を受けている地域の皆さんをコミュニティバスを臨時的に走らせて、そのバスまで送れば、逆に利用頻度が増えてくるし、高千穂方面にも延岡方面にも行ける便数が増えるという結果が生まれるというふうに考えているところでございます。

そういった取組を試験的に今回やっていこうということで、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 準備を進めておるとい御答弁であります。その準備作業の中で、宮交さんがもちろん協力をしていただかないことには成立はしないわけではありますが、どうですか、その確率的に、今のような提案で事業者である宮交さんが、はい、分かりましたというふうな結論はまだ先だろうと思いますが、今の担当課の課長のお考えでは、実現は極めて可能であると。早ければ盆前には何とかなるというような流れですか、その今後のシナリオは。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） お答えさせていただきます。

今、そういった形で、まずバス停に泊まっていただけなければ、私どもが想定する、そういった救済的な取組はできないというところございまして、時間を頂きたいというのは返事を頂いております。

また、その時間を頂きたいという理由には、そのバス停を指定することになれば、今度はバス停までの料金等が発生すると。その料金等を承認いただくためには、運輸局等の承認がいただくというような作業も発生するというところございまして、その時間的なものはお答えいただいております。

ただ、うちとしましては、そういった事情と台風による救済措置っちゅうものを全面的に押し出して、作業のほうをお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 関連です。県道の災害復旧ですけど、まあ、先ほどから出ているような高齢者の足の確保も大事ですが、あそこ、支庁に、今まで3回、金曜日も行っただけですけど、用地交渉がなかなか難航しているという話を課長がされたんです。私は、ここ、河川敷かと思っちゃったら民営地があるということで、その辺の用地交渉の協力、働きかけとか、建設課のほうでは、どうなされておるかお伺いします。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 県道北方高千穂線の吾味日之影間の災害復旧工事の土地交渉の難航につきましては、私は、話は聞いていないんですが、北方高千穂線の影町から大園橋の間の崩壊については、土地の交渉が難航しているとは聞いております。

もしかしたら、そちらのほうかもしれませんけど、そちらについては、私たちが土地の交渉に、県と一緒に協力してやっているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 支庁の課長は勘違いしている。私は吾味から日之影間のことを何度も言ったと思うんですけど、やはり高齢者の足の確保、それと木材の搬出が、大型車が通れないということで、非常に新町回りで遠回りになるんですね。

それで、運送会社の方もすごく時間がかかるし、確認してみてください。多分、私は大藪下ちゅうか舟の尾下、これと思うんですけど、大した土地ではないと思うんです、私がそういう判断するわけにはいきませんが、一つ確認してみて、協力などお願いします。何か答えがあるならば。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 早速、西臼杵支庁のほうに確認しまして、報告したいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありますか。はい、甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 85ページの畜産業費の減額が260万円ほど計上されていますが、今回の市場価格もかなり低迷しておりまして、生産意欲っていうのを考えると非常に落胆する生産者じゃないかなと思いますが、現在の、今回の減額の予算では、肉用牛繁殖品牛導入事業費の補助金が32万ほど減額と、母牛頭数維持増頭対策事業補助金が124万減額されていますけど、毎年、早く価格が回復するといんですけど、毎年母牛頭数とか減っていると思いますが、どのくらいの割合で今減っているのか、現状維持かもしれませんけど、そこ辺の説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えしたいと思います。

母牛頭数、町内で飼われております母牛頭数の推移につきまして、今、手元には詳細な数値は持ち合わせていないんですけども、私が確認しているところ、昨年1年間、令和4年度で7戸の農家さんが辞められたということで、母牛頭数につきましても、約30頭ほどの減ということで認識をしております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。関連はないでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 103ページの住宅管理費の中でですね、この工事請負費が698万円減額なされておるようでございますが、この詳細を教えてください。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） この工事請負費につきましては、水防災事業で使用しました新日之影地区の仮設住宅の解体工事の執行残でありまして、当初予算は1,750万組んでいたんですが、実際発注したところ1,052万で工事が終わったということで、その差額の698万円を、今回減額させていただくものでありまして、この開きが大きいのは、当初の予算計上するときに1棟あたりの解体費をちょっと余裕を持ってみていたことと、あと5棟のうちの1棟の一部を崎の原の集会所に再利用させていただいたということで、その産業廃棄物の処理費が減額となったということで、この額を減額するものでございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、95ページの有害鳥獣対策費で、交付金、関係事業補助金が64万3,000円減っているわけですが、最近、うちの集落も、本当に家の近くまで鹿が出ているという状況で、令和4年度の捕獲実績というのはどのくらいだったのかなと、そして鹿、そしてイノシシ、その頭数の割合ですね、その御説明をお願いしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えします。

令和4年度の日之影町におきます捕獲の実績ということでございますが、令和4年度全体で2,205頭の獣害を捕獲しております。

その内訳としましては、イノシシが971頭、鹿が1,070頭、アナグマが163頭、猿が1頭ということで内訳となっております。率については、すいませんが出しておりません。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 関連はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ぼーっとしておりましたので。

27ページなんですけど、民生費の関係で、ちょっとお尋ねをしたいなと思っておりますが、老人クラブの活動等の社会活動促進事業、3万4,000円というふうな最終補正での減でありますけど、現在、令和4年度で本町の老人クラブの数は、おおむね何団体ありますか。何団体、何名ぐらいで登録をしていますか。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

令和4年度の高齢者クラブは、町内15クラブで、会員数につきましては約300名の方が加入をされておるところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 現在15という答弁でありました。いずれにしても、この老人クラブの団体もですね、右肩下がりの状況、現状維持あたりが一番本来いいんでしょうけれども、まあ右肩下がりというふうな状況でもあります。

話を聞くと、なかなか資料作成が大変なんだというふうな話が過去にはありまして、それから町民福祉課のほうでお手伝いをしようというような流れが構築してたやに記憶しているんですよ。その後、事務作業等についてはどこ辺までお手伝いをされているんでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） 質問にお答えをいたします。

いろんな資料作成等、なかなか大変ということで、各高齢者クラブ、毎年総会を開催をしておりますが、その資料の作成等、印刷等を役場の方で行っております。

また、それぞれ補助金等の申請とか、実績とかの提出もしていただいておりますが、収支予算、収支決算等につきましては、こちらの方で資料作成をしているということで、できる限り担当課のほうでお手伝いをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ぜひ、今後も引き続き、最大限でき得る限り、こういう老人クラブの事務作業負担軽減をしてもらおうと、やがて自分が行く道ですから、我々も非常に助かるしありがたいなというふうな。どこでも役員のなり手がいないというのが、もう喫緊の課題であるようですので、その役員になった人は、そういった今答弁あったような資料作成から、様々なものがどうしてもネックになるんだらうと、そういうふうに思っておりますので、そこら辺りをまたさらに担当課として進めていっていただきたいというふうに思います。答弁はいりません。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第19、承認第3号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここでお諮りしたいと思います。午後12時も近づいておりますが、このまま審議しますか、それとも休憩を一旦挟みますか、お諮りしたいと思います。（「休憩をお願いいたします」と呼ぶ者あり）

それでは、休憩をとることですので、一旦、午後の休憩を挟みまして、午後からの開会を13時から開会したいと思います。

それでは暫時休憩といたします。

午前11時53分休憩

.....

午後0時58分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは、休憩前に引き続き再開したいと思います。

----- . ----- . -----

日程第20、承認第4号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第20、承認第4号専決処分事項の承認について（令和4年度日之影町国民健康保健病院事業会計補正予算（第6号））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 承認第4号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、令和4年度日之影町国民健康保健病院事業会計補正予算（第6号）であります。

まず、収益的収入及び支出から申し上げます。

収益的収入は、医業収益を247万7,000円の追加、医業外収益を2,171万9,000円の減額とするものであります。

収益的支出は、医業費用を2,379万1,000円、医業外費用を36万5,000円、特別損失を1,000円それぞれ減額し、予備費を491万5,000円の追加とし、収益的収入及び支出の予算総額を6億8,428万2,000円とするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。

資本的支出は、建設改良費を30万1,000円の減額とし、支出総額を1億5,565万

7,000円とするものであります。

議会の議決を経なければ、流用することのできない経費は、職員給与費4億358万円を4億139万8,000円、交際費10万円を7万7,000円とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） それでは、第6号の補正予算の実施計画等について、1ページですけど、説明をお願いしたいと思いますが、医療外収益で、ほかの会計補助金が4,000万1,000円減、そしてその下に補助金というのがありますが、1,833万5,000円の増となっております。

その内容と、4年度の状況、病院会計の、どうだったのかを、大体の概算でいいですけども、お願いしたいというふうに思います。

○議長（高舘 英嗣君） 病院事務長。

○町立病院事務長（甲斐しおり君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、他会計補助金4,000万1,000円の減額についてお答えいたします。

他会計補助金につきましては、一般会計繰入金で、当初予算1億5,000万でスタートしたのでありますけれども、7月のクラスターが起きた時点で1,400万、3月の補正の時点で、補正のときに2,600万。この2,600万につきましては、12月までの収益と、1月、3月の収益見込みを立てて、まだその頃はコロナが出ておりましたので、2月、3月にクラスターが出ないとも限りませんので、人件費と経費等は、全額は落とさずに、2,600万円の繰入れを計上しておりました。

また、県補助金につきましては、コロナに関する県補助金で、3月の補正予算計上時の確定額が1,183万1,000円でありましたので、その金額で計上しておりました。

決算を迎えるにあたりまして、病院の状況でございますけれども、医業収益は、コロナの補助金等がちょっと少なくなりましたので、昨年度よりも少なくなっておりますが、入院収益にしましては、1日平均が29.1人、令和3年度は33.3人で、多少減っておりますが、収益にしましては、136万6,000円ほど増えております。

外来収益につきましては、1日平均が90.8人、令和3年度は89.6人ですので、微増しております。収益に関しても、多少、331万6,000円ほど増えております。

令和4年度決算を迎えまして、コロナに関する県補助金の単価が上がりまして、合計3,166万円となりましたので、専決で1,833万5,000円を補正して、4,000万円は

減額することになりました。

このコロナ関係の補助金につきましては、クラスターに対する補助金と、当院は9月6日から2床ほどコロナの受け入れの病床を、県の指定を受けておりまして、そのために空床にしておいた間の補助金が、1床あたり1万6,000円だったのが、3月ぐらいになりまして、単価が1床あたり4万1,000円になりましたので、その分、県補助金が増加したものであります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） 概略というか、相対的な説明で、収益に関しては、入院、並びに外来の患者が伸びているということで、それに伴って県補助金とかのコロナ対策の補助金やらが入ってきているから、このような数字になったということで、町からの一般会計の持ち出しですね、補助金、これもずっと1億五、六千万円ですか、それで推移していますが、今後もそういうような状況で、頑張っていたきたいと思うんですけども、この補助金が減ったときに、病院としてはどのような計画でですね、収益を伸ばしていくかというのは何かございますか。

6年度からは、3町統合の会計になると思うんですけども、それまでにある程度の、日之影町立病院としての方向性なりを検討して、持っておった方がいいのではないかなと思いますので、そのようなところでの説明をお願いをいたします。

○議長（高館 英嗣君） 病院事務長。

○町立病院事務長（甲斐しおり君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、当院は、4月から療養病床40床と、地域包括ケア病床10床で運営するようになっておりまして、高千穂のほうから、ある程度治療の終わった、病状の安定した患者様を受け入れていくことになっております。

それで、43人ほどの入院患者で推移していけばいいという基本構想の数字でございますけれども、それがどういう状況になるか、今後、見通しがまだ分からない状態です。そこで、繰入金等に関しましても、来年度、統合してからどういう方向性になるかとかも、現在、協議中でございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） ただいまの説明で、広域連携ですね、病院の。それで、1年前倒しで、既に患者さんを受け入れているということで、その結果が240万円という考え方でよろしいでしょうかね。

○議長（高館 英嗣君） 病院事務長。

○町立病院事務長（甲斐しおり君） この医業収益の240万円に関しましては、実際、連携が正式に始まったのが3月です。その前にも、多少、高千穂からの受け入れはございましたけれども、

ここの240万円に関しては、それが影響をしているのではなく、地域包括ケア病床を入れましたので、その単価が高い、10床なんですけれども、入院単価が高いので、その部分も多少関係あるかなというふうに考えております。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第20、承認第4号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第21. 承認第5号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第21、承認第5号専決処分事項の承認について（令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 承認第5号、専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）で、国県支出金及び保険給付費の確定に伴う補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

国民健康保険税は111万3,000円の追加、一部負担金は4,000円、使用料及び手数料は1,000円、県支出金は9,323万6,000円、それぞれ減額、財産収入は2,000円の追加、繰入金は720万5,000円、諸収入は75万8,000円、それぞれ減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は10万1,000円、保険給付費は9,638万1,000円、保険事業費は416万1,000円、それぞれ減額、積立金は3,000円の追加、公債費は1,000円、諸支出金は

17万2,000円、共同事業拠出金は1,000円、それぞれ減額、予備費は72万5,000円の追加とし、歳入歳出予算の総額を6億5,090万8,000円とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第21、承認第5号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第22. 承認第6号

○議長（高館 英嗣君） 次に日程第22、承認第6号専決処分事項の承認について（令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 承認第6号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）であります。

まず、歳入について申し上げます。

分担金及び負担金は12万5,000円の追加、使用料及び手数料は130万3,000円、繰入金は40万7,000円、それぞれ減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

衛生費は109万9,000円、予備費は48万6,000円、それぞれ減額し、歳入歳出予算の総額を8,348万円とするものであります。

次に、第2表繰越明許費につきましては、引込開閉盤改修及びテレメーター更新事業について、翌年度に繰り越して使用できる経費を定めるものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第22、承認第6号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第6号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第23、承認第7号

○議長（高館 英嗣君） 次に日程第23、承認第7号専決処分事項の承認について（令和4年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 承認第7号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、令和4年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第1号）であります。

まず、歳入について申し上げます。

寄附金は49万円、繰り越し金は2万4,000円、諸収入は229万9,000円それぞれ追加、繰入金は497万3,000円の減額とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

貸付金を216万円の減額とし、歳入歳出予算の総額を1,350万9,000円とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 歳入の寄附金49万ありますが、これについての御説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） ただいまの寄附金についての説明をいたします。

今年度の奨学資金事業の会計に対する寄附金につきましては、町内の方1名の方から50万円寄附がございました。

以上であります。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、歳出の方で奨学金の貸付がかなり216万ほど減額ですが、それについての御説明をお願いします。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 貸付の減額についてですが、当初予定しておりました定期貸付、また一時貸付の数が、貸付の方の人数が少なくなったということで減額というふうにさせていただいております。

以上になります。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 概要欄説明に、高校生、大学生、それぞれ書いてありますので減額額が分かるんですが、非常に出費が重なるときですね、ありがたい奨学金が使われていないのが、ちょっと不思議かなと思いますけれども、次長としてここ辺の傾向というのを、どう思われているかお聞きしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） まず、大学生になりますが、大学生の定期貸付、新規貸付が5名の方、また一時金は4名の方が利用されています。

また、高校生が3名の方、定期が3名の方、一時金が1名の方という形で挙げさせていただいておりますが、年々、ここ最近の傾向としまして、貸付を申請される方が減額している状況にあります。

貸付制度ですので、最終的には返還もしないといけないということで、それぞれの条件が違いますので一概には言えませんが、それぞれの方がその判断の下で貸付が必要という判断をされているか、もしくはもう必要としていないのかというところで判断されていらっしゃるのではない

かと思えます。

制度的に貸付の制度は決まっておりますので、今後も、皆さんの意見を聞きながらですね、よりいいものにしていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） この件については、以前から質問させていただいて、返還するときのことを考えてという返事を聞いたわけですが、よく聞きますのが、高校生が1万5,000円でしたかね、借りるのにやっぱり保証人とか、いろんな人をお願いするわけですね。そのときに減額と、その保証人の方をお願いする、そういった精神的なことを比較した時に、もういいかと、そういった判断をされるっていう話を聞くことがありますが、その件についての次長の考えをお願いします。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 規則上ですね、確かに本人と保護者のほか、保証人を1名以上、連帯でつけるということになっておりますが、貸付ける以上、何らかの保証という形を求めているところであります。

ただ、近隣の町村とかが、どういう状況になっているかも踏まえて、確認しながら、今後どうあるべきかを考えていきながら、対処していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 先ほど、町内の方が50万ほど寄附をされたと、大変、特別会計のこの奨学資金制度に、御理解と気持ちを出していただいたちゅうのは、本当にありがたいお話だと思うんですよ。

所管課として、その方がどういう意図で、これだけの金額を寄附をされたのか、経緯をお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） この寄附を頂いた方につきましては、これまで教育委員会関係のお仕事に就かれていらっしゃる方で、そのお礼といたらあれですけど、感謝ということで納付されるときはおっしゃっておられました。

以上になります。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第23、承認第7号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第24. 承認第8号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第24、承認第8号専決処分事項の承認について（令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 承認第8号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。

まず、歳入について申し上げます。

使用料及び手数料を11万2,000円の減額とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

事業費を5万円、予備費を6万2,000円、それぞれ減額とし、歳入歳出予算の総額を2,563万8,000円とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第24、承認第8号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第8号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第25、承認第9号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第25、承認第9号専決処分事項の承認について（令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 承認第9号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第5号）で、保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴う補正が主なものであります。

まず、保険事業勘定につきまして申し上げます。

歳入では、保険料を166万8,000円の追加、使用料及び手数料を1,000円の減額、国庫支出金を1,089万1,000円、支払基金交付金を20万円、県支出金を50万6,000円、それぞれ追加、繰入金を481万7,000円、諸収入を9万2,000円、それぞれ減額するものであります。

歳出では、総務費を32万3,000円、保険給付費を3,073万円、地域支援事業費を98万円、それぞれ減額し、基金積立金を1,467万7,000円の追加、諸支出金を5万4,000円の減額、予備費を2,576万5,000円の追加とし、歳入歳出予算の総額を7億993万4,000円とするものであります。

次に、サービス事業勘定について申し上げます。

歳入では、サービス収入を2,000円、繰入金を1,000円、諸収入を1,000円それぞれ減額するものであります。

歳出では、サービス事業費を6万5,000円の減額、諸支出金を6万1,000円の追加とし、歳入歳出予算の総額を22万7,000円とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。一水 輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） それでは、収入の分の保険料について、滞納繰越分が普通13万6,000円ということであります。6月の決算で詳しくは出てくると思うんですが、この内容について説明をお願いします。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） 御質問の滞納繰越分、普通徴収保険料13万6,000円についてお答えいたします。

滞納繰越分の内訳でございますけれども、平成27年度から令和3年度までの滞納繰越分に係るもので、対象者が現在16名いらっしゃいます。うち、今年度の滞納繰り越しとして徴収できたものが13万7,424円でございます。このため、13万6,000円を追加で計上するものでございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第25、承認第9号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第9号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第26. 承認第10号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第26、承認第10号専決処分事項の承認について（令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 承認第10号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

後期高齢者医療保険料は18万1,000円の追加、使用料及び手数料は2,000円、繰入金
は4万2,000円、諸収入は1万円、それぞれ減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は4万円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金は15万3,000円の追加、諸支出
金は1万6,000円の減額、予備費は3万円の追加とし、歳入歳出予算の総額を5,588万
5,000円とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。

これより採決します。日程第26、承認第10号について、原案のとおり承認することに賛成
の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第10号は、原案のとおり承認する
ことに決定しました。

日程第27. 承認第11号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第27、承認第11号専決処分事項の承認について（令和
5年度日之影町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 承認第11号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、令和5年度日之影町一般会計補正予算（第1号）であります。

まず、歳入について申し上げます。

国庫支出金は、児童福祉費補助金で350万円の追加。

以上、歳入補正を350万円の追加とし、歳入総額を67億1,350万円といたします。

次に、歳出について申し上げます。

民生費は、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係るもので350万円の追加。

以上、歳出補正を350万円の追加とし、歳出総額を67億1,350万円とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長登壇]

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 9ページの中にあります委託料ですね、システムの改修委託料120万、この説明をお願いいたします。

○議長（高舘 英嗣君） 答弁を求めます。町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

今回、国の緊急措置としまして、物価高騰の影響を受ける低所得者の子育て世帯に対して特別給付金が給付されたことによる補正でございます。

システム改修につきましては、今回の支給対象者の抽出及び5月中に支給をしなければならないということで、前回までのシステム改修費用と同額程度計上させていただきました。

今回、国の方針に基づきまして、以前は通知をして、通知を返してもらって、また、それから申請という形になったんですが、今回もういきなり最初からもう支給決定という形になりましたので、このシステム改修等、事務費全般につきましては、企画等は再精査いたしまして、次回以降の議会のほうで補正予算等を計上させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高舘 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 特別交付金ということで、先行取得を、国が期限を切って前倒しをしたということでございますが、この120万円というシステムの費用が、例えばこれが、もうここに専門的な、当然業者さんだろうというふうに思うんですけども、そういうのが、この120万円という金額ベースが、果たして、例えばそのどういった改修をしていくものなのか、今、抽出作業をする中で、その金額120万円ということなんでしょうけれども、全くそこら辺がざっくりして分からんわけですよ。

システム改修の委託料で上がってきていますので、だからまあ、例えば、そこの委託先の業者さんは、例えば県内なのか、あるいは県外なのか、あるいは県北なのか、そういった会社の概要といえますか、委託する先の企業というのが全く分からんもんですから、そこら辺りも含めてお尋ねをしたところでしたが、これは県内の企業なわけですか。このシステム改修をする企業は。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えいたします。

県内の業者でございまして、日之影町の住民情報システム等を導入している業者でございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） ちなみに、その補助金が200万円、これは大体何世帯ぐらいでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えいたします。

今回の特別給付金につきましては、令和4年度に給付支給と対象となったものと、令和5年1月以降に家計急変世帯等と認められ、対象となる世帯ということで、一応40人ということで見込んでおります。

令和4年度の給付支給対象者につきましては、12世帯28人の方々につきましては、5月末に支給を終えたところでございます。

今後、新たに低所得世帯の方にお子さんが生まれたりとか、そういった方、2月29日までに生まれた方、児童も対象となりますので、そういった方々には出生時に申請をしていただいて、支給をするというような形になります。

そういう人たちを入れまして、40人ということで予算を立てさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第27、承認第11号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第11号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第28. 議案第28号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第28、議案第28号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第28号特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。

平成28年度の農業委員会法の改正において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の農地利用最適化に向けた活動と、その活動に対する農地利用最適化交付金が制度化されたところであり

ます。今回、この農地利用最適化交付金を財源として、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に上乗せして支給するため、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 議案書の中に、予算の範囲内で町長が別に定める額を加算した額ということが書いてあるんですが、このところの説明を詳しく説明をお願いします。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） それでは、お答えします。

予算の範囲内で町長が別に定める額ということで書いております。この内容につきましては、農業委員会によります農地利用の最適化に向けた活動を推進するために農地利用最適化交付金というのが支給されておりますけれども、この農地利用最適化交付金の算定の基礎となっておりますものに担い手集積等を行いました成果払い、それと農業委員・推進委員さんの活動日数に応じた活動払いと、そういった2つの項目でこの最適化交付金の算出がなされております。

本町におきまして、成果払いにつきましては中山間のこういった土地柄でもありますのでなかなか実績等は見込めないんですけれども、活動日数に応じた活動払い、これにつきまして農業委員さんの報酬に上乗せする額として算定をされております。その額について、支給をするものでございます。

この支給につきましては前年度の活動報告をもって国のほうから算定されるものでございませ

て、令和4年度の報告を6月末で国のほうに行いますけれども、その報告をもって内示額が来るということでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 昭和39年以降何年になるとか分かりませんが、これは最終的には町長の判断でこの加算額は決めるということですか。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えします。

国から配分されますこの最適化交付金の中の委員等の報酬に充てられるべき交付金額というのが、そのトータルの交付金額の中に案分されて入っております。その交付金額に委員さんの報酬に充てるべき額、これについて委員さんと推進委員さんで均等割をしまして配分するというところで、推進交付金の中にはその委員さんたちの報酬に充てられる分と、そのほか事務局費として、事務費として充てる分と、そういうのが分かれて合算したものが交付金として来ますので、その交付金の中の委員さん等の報酬に充てられる額、これについて支給をするというところでございます。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） どうか、私の頭ではまだ理解できんとですけど、額は決まっちゃうわけじゃないとですね。毎年違うちゅうこと、毎年ちゅうかその都度決まるということですね。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 補足で答弁をさせていただきますが、最適化交付金というのは国から一括して来ます。その中で、先ほど農林振興課長が答弁いたしましたように、事務局で使う推進費とそういった活動に使える部分が入ってくるということでございますので、そういった予算の範囲内でその交付金に充てられる部分につきましては、毎年その額は変わってくるかもしれませんが、毎年その額を積算をいたしまして均等割で農業委員さんと農地最適化推進委員さんのほうに報酬に上乘せをする形で支出をするということでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。——甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、確認をさせていただきますが、その活動に関しては費用弁償が発生をするということの理解でよろしいでしょうかね。ここに出ております費用弁償ですね。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 農業委員・農地利用最適化推進委員さんの活動については、総

会等が開催される場合の費用弁償についてはもちろん予算を確保して支給しておりますが、そのほかの活動につきましては日々の見回り等の活動等を考えておりますので、そこにつきましては費用弁償等は考えておりません。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 先ほどからのずっと条例なり一部改正なり、そしてこの今議論しております件につきましても、結局その、さらに活動を推進することを図る。そして、それを交付金という後ろ盾があって下支えしようというふうな流れだろうと思いますけれども、従前どおりの活動では総会等、定期的な会なら見るけれども、新たに例えば活動の範囲を広げようとした場合とかについてはもう全く建前、従前どおりということになるわけですよ。ないという。結論から言えば、ゼロベースでないという判断になるのかなというふうに思うんですが。

当然活動する場合は、自身の車で皆さん活動されるのか存じ上げませんが、農林振興課、農業委員会事務局に相談をして車を手配してということにはならないんだろうと思うんですね、地域地域で見て回るわけでしょうから。だから、やっぱりそれは農地を適正に管理したり、農地をある意味守るという作業を第一線場でされとるわけですから、そこら辺りは加味してもいいんじゃないですか。出せない理由が逆がないんじゃないかなと思うんですが、そのことについては少しは揉まんでいいんですかね。

○議長（高館 英嗣君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） あまり難しゅう考えちょっちゃないかなと思っているんですよ、みんなが。

農業委員さん・農地適正化推進委員さんは報酬として出て、通常の業務のときには今までどおり出ておるわけですね。これにプラスアルファして、国はその活動した、令和4年度で活動した実績、7日とかいう先ほど話がありましたですよ、条例の中で。活動した実績を、うちの農業委員会を通じて国に上げるわけですね。

そうすると、令和5年度に日之影町の農業委員さん・農地適正化推進委員さんはこれだけの活動しておりますということで、極端に言えば80万円来るかもしれません。そしたら、通常の18万、報酬は幾らか私知りませんが、報酬プラスアルファでその80を8人で割って、極端には10万円ずつ上乗せをして、その活動に対するお礼じゃない、謝礼じゃないですけど、手当としてこれを配るちゅうことでありますので、その中に今甲斐議員がおっしゃった費用弁償とか車とかそういったものを含めるという捉え方をしていただければいいのかなというふうに私は捉えてこれを提案させていただいたところでありまして。

ですから、プラスアルファでやはり農業委員さん・農地適正化推進委員さんのそういった日頃

の活動に対する上乘せというような形で捉えていくことがこの条例というふうに私は捉えて提案をしたところであります。

あまりにも担当課長やら総務課長たちが頭がよ過ぎて、そういうふうに難しく捉えているのかなというふうに思いますけれども、私はそう思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ざっくりが今の町長の答弁だろうと思いますが、私は勉強不足で申し訳ないんですが、この農地利用最適化交付金が制度化されたら、この交付金の制度化されたちゅうのをあまり知らんもんですから。じゃあ、そこが制度化されてずっと議論しておりましたが、農林振興課長がおっしゃるようにさらに活動を展開をしっかりと。そのことに対して、今町長が答弁されました、幾らか分かりませんが、次年度にその分の上乗せ部分が出ると。

その時系列の流れが、これが国が交付金をどれぐらいか分かりませんが、活動した分については当然その対価に担うかどうか分かりませんが、プラスアルファが出る分であれば、その1回この実績を通して、ある意味これなら費用弁償は出さなくてもそれ以上相当する部分が反映しちよるよねとなれば、もうそれは出さんでいいち言ったらかおかしんですが、出す必要もないのかなと。

ただ、その文章が並んじよるだけで、そこら辺我々は分からんもんですからそういう質問をしたわけでございますので、ぜひその農業委員会の皆さん方にはそのことは当然私たち以上にレクチャーもし、勉強もされておるんでしょうから、来年の今頃どういう状況になるのか、それ非常に気になるところでありますので、担当課のほうからはまたさらにそこを誤解のないようにうまく御説明方お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 答弁は。農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 説明が行き届きませんで、申し訳ございません。

早速、今年度令和5年度の交付金の配分が来ますけれども、そういったことで農業委員さん・農地利用最適化推進委員さんのほうにはこのお金の流れ・経緯等を十分にお伝えした上で配分のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。
これより採決します。日程第28、議案第28号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第29号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第29、議案第29号日之影町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第29号日之影町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当が制定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことから人事院規則の一部が改正されたため、本町においても日之影町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第29、議案第29号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されま

した。

日程第30、議案第30号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第30、議案第30号日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第30号日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険事業の健全運営を図るため、宮崎県を主体に国民健康保険制度の広域化により、各自治体の標準保険税率が示されたことに伴い、国民健康保険税の税率を改正するものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険の被保険者に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の所得割、資産割、均等割、平等割の税率を見直すものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第30、議案第30号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りしたいと思いますが、1時間ほどたちましたが、このまま続けても大丈夫ですか。もうこのまま継続で。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） それでは、このまま継続したいと思います。（「休憩」と呼ぶ者あり）

休憩。

それでは、トイレ休憩をここでちょっと取りたいと思います。暫時休憩といたします。次の開会を14時10分、早いですか。14時15分としたいと思います。

それでは、暫時休憩といたします。

午後2時03分休憩

.....

午後2時14分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは、皆さんお揃いですので、休憩前に引き続き、再開したいと思います。

日程第31. 議案第31号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第31、議案第31号日之影町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第31号日之影町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は、宮水崎の原住宅におきまして入居者より譲渡の申出があったため、日之影町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の別表より当該住宅を削除するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第31、議案第31号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されま

した。

日程第32、議案第32号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第32、議案第32号日之影町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第32号日之影町過疎地域持続的発展計画の変更についての提案理由を説明いたします。

今回の変更は、令和3年9月に策定しました日之影町過疎地域持続的発展計画に2件の事業を追加するものであります。

「生活環境の整備」の「水道施設、簡易水道」のうち、事業内容として「簡易水道事業地方公営企業法適用業務委託」を新たに追加、同じく「生活環境の整備」の「下水処理施設、農村集落排水施設」のうち、「農業集落排水事業地方公営企業法適用業務委託」を新たに追加し、それに伴う日之影町過疎地域持続的発展計画書の本文の変更及び同事業の事業費を追加するものであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により準用をする同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第32、議案第32号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 3. 議案第 3 3 号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第 3 3、議案第 3 3 号延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画検討協議会共同設置規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第 3 3 号延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画検討協議会共同設置規約の制定に関する協議についての提案理由を説明いたします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき、延岡市と西臼杵 3 町で共同策定しました延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画の取組の評価や助言、また計画の追加・修正等を行う検討協議会を共同設置する規約を定め、同協議会を共同設置することについて、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。河野學君。

○議員（7 番 河野 學君） 協議会は、委員が 2 0 名と書いてありますが、日之影町からは何名出ているのでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

この協議会は、委員 2 0 名以内で組織するとございます。実際のところ、まだこの共同設置規約につきましては延岡市及び西臼杵 3 町の議会の議決を頂いた後に規約を結ぶこととなっておりますので、この委員の選定等はまだ行っておりませんが、考えられますのは弁護士、社会福祉士、後見制度を携わっている事業所の方等そういう専門的な方々が選定されるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。——ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第33、議案第33号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第34. 議案第34号

日程第35. 議案第35号

日程第36. 議案第36号

日程第37. 議案第37号

日程第38. 議案第38号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第34、議案第34号令和5年度日之影町一般会計補正予算から日程第38、議案第38号令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算までの補正予算5件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第34号令和5年度日之影町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う人件費のほか、価格・物価高騰対策及び新型コロナウイルスワクチン接種対策等が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

分担金及び負担金は、管外保育児童運営費負担金で14万円の追加。

国庫支出金は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等で6,309万3,000円の追加。

県支出金は、県・市町村連携プレミアム付商品券等発行事業等で1,208万8,000円の追加。

寄附金は、一般寄附金で19万9,000円の追加。

諸収入は、コミュニティ助成事業等で272万7,000円の追加。

町債は、過疎債ソフト事業で90万円の追加。

以上、歳入補正を7,914万7,000円の追加とし、歳入総額を67億9,264万7,000円といたします。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費は、人件費で13万7,000円の減額。

総務費は、人件費及び価格・物価高騰対策に伴うもの等で4,052万1,000円の追加。

民生費は、人件費、施設型給付費扶助費、国民健康保険事業特別会計繰出金等で709万2,000円の追加。

衛生費は、人件費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保及び簡易水道事業特別会計繰出金等で3,108万8,000円の追加。

農林水産業費は、人件費で723万5,000円の追加。

商工費は、人件費及び商品券発行事業補助金等で579万6,000円の減額。

土木費は、人件費で1,070万2,000円の減額。

消防費は、退職団員功労金で77万9,000円の追加。

教育費は、人件費及び合併浄化槽管理作業委託料で846万6,000円の減額。

災害復旧費は、農林水産施設災害復旧費の財源補正。

諸支出金は、子育て応援基金費で80万円の追加。

予備費は、1,673万3,000円の追加。

以上、歳出補正を7,914万7,000円の追加とし、歳出総額を67億9,264万7,000円といたします。

次に、第2表地方債補正につきましては、借入限度額を変更するものであります。

次に、議案第35号令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う人件費のほか、新型コロナウイルス予防接種費用の増及び経費の追加に伴う補正が主なものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。

医業収益は、公衆衛生活動収益の新型コロナウイルスワクチン接種費用で1,047万4,000円を追加するものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。

医業費用は、給与費を118万2,000円、経費を366万9,000円、予備費を562万3,000円それぞれ追加し、収益的収入及び支出の予算総額を7億3,047万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は、事業勘定繰入金を57万9,000円の追加とし、収入総額を3,080万2,000円とするものであります。

資本的支出は、有形固定資産購入費を173万9,000円の追加とし、支出総額を5,617万7,000円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費4億1,128万9,000円を4億1,247万1,000円とするものであります。

次に、議案第36号令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、人件費、保険給付費、諸支出金の補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

県支出金は保険給付費等交付金で175万9,000円の追加、繰入金は一般会計繰入金で100万9,000円の追加とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は人件費で100万9,000円の追加、保険給付費は一般被保険者療養費で118万円の追加、諸支出金は病院会計繰出金で57万9,000円の追加とし、歳入歳出予算の総額を6億312万円とするものであります。

次に、議案第37号令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う人件費の補正であります。

歳入では繰入金を551万円の追加とし、歳出では衛生費の簡易水道費を551万円の追加として、歳入歳出予算の総額を7,678万1,000円とするものであります。

次に、議案第38号令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う人件費及び住宅改修に係る保険給付費の補正によるもので、保険事業勘定のみ補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

保険料は50万4,000円、国庫収出金は88万3,000円それぞれ減額、支払基金交付金は8万3,000円の追加、県支出金は44万2,000円、繰入金は131万2,000円それぞれ減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は87万円の減額、保険給付費は31万円の追加、地域支援事業費は249万5,000円、予備費は3,000円それぞれ減額とし、歳入歳出予算の総額を6億8,961万7,000円とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました補正予算5件については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高舘 英嗣君） 異議なしと認めます。議案第34号から議案第38号の5件については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定いたしました。

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時31分散会
